

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一宮市省エネ家電製品買替促進補助金は、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、一宮市補助金等交付規則（昭和37年一宮市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、電気・ガス等エネルギー価格の高騰により一般家庭の負担が増加していることを踏まえ、エネルギー消費性能の優れた家電製品（一般消費者が通常生活の用に供する家庭用電気製品をいう。以下同じ。）への買替を促進することにより、家庭の電気代及びエネルギー消費量の削減につなげ、市民生活の負担軽減及び温室効果ガスの排出量の削減を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、既設の家電製品を買い替えるために自ら購入（リース、レンタルは除く。）した次条で規定する家電製品を市内の住居に設置した者で、設置に要する費用及び買替に要した家電リサイクル料金を自らが負担した個人であって、次の各号に掲げる要件に全て該当する者とする。

- (1) 申請日において一宮市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により一宮市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でないこと。

(対象家電)

第4条 補助金の交付の対象となる家電製品（以下「対象家電」という。）は、一定以上の省エネ性能を有した次の各号に掲げるものとする。

- (1) 購入するエアコンディショナー、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫に求める共通事項
 - ア 新品（未使用）であるもの
 - イ 家庭用機器であるもの
 - ウ 一宮市内の販売店で令和6年4月1日から令和6年9月30日までに購入し、設置したもの
 - エ 買替えであること。
- (2) JIS C9901（目標年度2027年度）（以下「新基準」という。）に基づく多段階評価★3.0以上又は、JIS C9901（目標年度2010年）（以下「旧基準」という。）に基づく多段階評価★4以上のエアコンディショナーとする。ただし、旧基準の評価において★3であっても新基準の評価★3.0以上であれば該当するものとする。
- (3) JIS C9901（目標年度2021年度）に基づく多段階評価★3.0以上の電気冷蔵庫
- (4) JIS C9901（目標年度2021年度）に基づく多段階評価★3.0以上の電気冷凍庫

2 この事業において、対象家電を購入する際に廃棄する同一種類の家電製品は、特定家庭用機器再

商品化法(平成10年法律第97号)に基づき、令和6年4月1日から令和6年9月30日までに家電リサイクル料金を支払ったものを補助金の交付対象とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象家電の設置に要する次に掲げる経費のうち、市長が適当と認めたものとする。ただし、予備又は将来用のものに要する経費は補助対象としない。

- (1) 設備費(対象家電の更新等に係る購入、製造、据付等に必要経費をいう。)
- (2) 工事費(対象家電の設置に不可欠な配管、配電等の工事及び設計に必要な経費をいう。)
- (3) 買替えに要した家電リサイクル料金

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に規定する額とする。

- (1) 補助対象経費(消費税込)の合計額が15万円以上の場合 3万円
- (2) 補助対象経費(消費税込)の合計額が10万円以上15万円未満の場合 2万円
- (3) 補助対象経費(消費税込)の合計額が5万円以上10万円未満の場合 1万円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和6年4月25日から令和6年10月4日までに一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、同意及び誓約し、次の各号に掲げる書類を添付したうえで、市長に提出しなければならない。なお、提出方法については、一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請することができる。

- (1) 市内の販売店が発行する領収書、レシートその他の次のアからエに掲げる内容が確認できる書類の写し
 - ア 購入した製品の種類
 - イ 購入日
 - ウ 購入費用
 - エ 購入店名(市内販売店名)
- (2) 対象家電に貼付されているシール等の型番・製造番号が確認できる写真
- (3) 買替え後の設置状況が確認できる写真(設置場所を記載)
- (4) 家電リサイクル券(排出者控)又は家電リサイクル料を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- (5) 申請者本人名義の通帳、口座番号連絡書その他の口座内容が確認できる書類の写し(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号、預貯金種別が確認できるもの)
- (6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号に掲げる書類は、対象家電を購入した販売店において発行された省エネ家電製品販売証明書(様式第2号)で代用することができる。

3 市長は、第1項に規定する補助金の申請期限が到来する前に、補助金の交付に係る予算が不足す

るおそれがあると認めるときは、交付申請の受付を中止することができる。

4 補助金の申請は、申請期間内に1世帯につき1回を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 交付の決定及びその通知は補助金を交付すべきものと認めた交付対象者が指定する銀行等の口座への入金をもって行うものとし、この場合、申請書を交付対象者からの請求書とみなす。

3 市長は補助金を交付すべきでないとして認めた不交付対象者に対し一宮市省エネ家電製品買替促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得たうえで、住民基本台帳を閲覧することができる。なお、同意しない申請者は、住民票の写しを提出すること。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)に対し、第6条に規定する補助金を交付するものとする。

(財産の管理及び処分)

第10条 交付対象者は、補助金の対象となった財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 申請者は財産の処分により収入があったときは、市長の承認を得た場合を除き、補助金の全部又は一部を市に返還しなければならない。

(補助金の決定の取消し等)

第11条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と緊密な関係を有するものであることが判明したとき。

(協力)

第12条 市長は、申請者又は交付対象者に対し、対象家電の使用に関する調査を行うことができる。

2 申請者又は交付対象者は、市が前項の調査を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付申請書兼請求書

(あて先) 一宮市長

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

【申請者情報】

フリガナ		電話番号	— —
氏名		※携帯電話も可	
メールアドレス	@		
住所 ※住民票の登録住所	〒 一宮市		
設置住所	申請者本人住所と設置住所が同じ ⇒ はい / いいえ ※○で囲む		
設置住所 ※「いいえ」場合のみ記入	〒 一宮市		

【対象製品情報】

購入家電 ※申請家電に○をつけてください	メーカー	型番	製造番号	省エネ性能 (例:★4.2)	上段:購入日 下段:設置日
エアコン 冷蔵庫 冷凍庫				★	購入日 令和 年 月 日 設置日 令和 年 月 日
エアコン 冷蔵庫 冷凍庫				★	購入日 令和 年 月 日 設置日 令和 年 月 日
対象家電設置場所 (例:1階リビング)				_____	
購入店舗 (例:家電量販店) / その他 店舗名: ●●電機●●店				家電量販店 / その他 店舗名: _____	
対象家電購入金額 合計 (税込)				_____ 円	

【添付書類】申請者(請求者)、振込先口座名義と領収書等の名義は全て同一人であること。

- 次に掲げるアからエが確認できる市内の販売店が発行する領収書、レシート等の写し
(ア購入した製品の種類 イ購入日 ウ購入費用 エ 購入店名(市内販売店名))
- 設置した対象家電に貼付されているシール等の型番・製造番号が確認できる写真
- 買替え後の設置状況が確認できる写真(設置場所を記載)
- 家電リサイクル券(排出者控)又は家電リサイクル料を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- 申請者本人名義の通帳など、口座内容が確認できる書類の写し(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号、預貯金種別が記載されたページ)

(表面)

⇒裏面に続く

<補助金申請の同意・誓約事項> ※1～8は必ずチェックをしてください。

内容	同意・誓約欄 ☑チェック
1 購入した家電製品が、以下の省エネ性能を満たしたものである。 (1) エアコンディショナー：新基準（目標年度 2027 年度）多段階評価★3.0 以上又は、 旧基準（目標年度 2010 年）多段階評価★4 以上 (2) 電気冷蔵庫：多段階評価★3.0 以上（目標年度 2021 年度） (3) 電気冷凍庫：多段階評価★3.0 以上（目標年度 2021 年度）	☐ 購入店舗、省エネ型製品情報サイト等で確認
2 購入した家電製品は、市内の住居に設置済みで、新品（未使用のもの）の家庭用機器である。（一宮市内の販売店で購入したもの。個人間取引は対象外）	☐
3 補助金の申請は、1 世帯につき 1 回を限度とする。	☐
4 購入した対象家電製品に対して、申請者以外（家族等）が別に申請していない。	☐
5 申請書に必要な添付書類を同封している。 (1) 次に掲げるアからエが確認できる市内の販売店が発行する領収書、レシート等の写し （ア購入した製品の種類 イ 購入日 ウ 購入費用 エ 購入店名（市内販売店名）） (2) 設置した対象家電に貼付されているシール等の型番・製造番号が確認できる写真 (3) 買替え後の設置状況が確認できる写真（設置場所を記載） (4) 家電リサイクル券（排出者控）又は家電リサイクル料を支払ったことが確認できる領収書等の写し (5) 申請者本人名義の通帳など、口座内容が確認できる書類の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号、預貯金種別が記載されたページ）	☐
6 補助事業の適正な実施を図るため、調査等（設置場所屋内への入室）を依頼した場合、協力する。	☐
7 補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合は交付された補助金を市が指定する期日までに返還する。	☐
8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と緊密な関係を有する者でない。	☐
9 本補助金の交付事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することに同意する。 ※同意しない場合は、住民票の写しを郵送で提出してください。	☐

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項に基づき、つぎのとおり請求します。

請求金額		0	0	0	0	円
------	--	---	---	---	---	---

【振込先】

金融機関	☐銀行 ☐農協		☐支店	
	☐金庫 ☐信用金庫		☐出張所	
①銀行等 ※ゆうちょ銀行以外	預貯金の種別	☐普通		☐当座
	口座番号			
②ゆうちょ銀行	記号番号	1	0	
フリガナ				
口座名義人	（申請者本人名義の口座に限る）			

①、②どちらかの口座情報を選択し、ご記入ください。

※事務処理欄につき記入不要

補助金交付額	請求金額と同じ	不交付
--------	---------	-----

（裏面）

この証明書は領収書等の紛失時に使用するものです。

様式第2号（第7条関係）

令和 年 月 日

購入者氏名

省エネ家電製品販売証明書

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり対象家電製品を販売及び設置したことを証明します。

記

<販売店情報>※販売した販売店が記入してください。（ゴム印可）

住 所	〒 一宮市
販売店名(店舗名)	
電話番号	
メールアドレス	

<購入・設置情報>

販売日	令和 年 月 日	設置日	令和 年 月 日
設置住所	〒 一宮市	持ち帰りの場合は チェック <input type="checkbox"/>	

<販売家電情報>

販売家電	メーカー	型番	販売額
			本体代金（付属機器代等）※ 円
			リサイクル料金 円
			その他の経費 円
			割引（値引き） 円
			消費税及び地方消費税額 円
合計金額			円

※本体代金（付属機器代等）には設置等の工事に要する経費を含む。

<販売店情報>

担当者名		緊急連絡先	
------	--	-------	--

様式第3号（第8条関係）

一宮 指令第 号
令和 年 月 日

様

一宮市長 

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のありました一宮市省エネ家電製品買替促進補助金については、一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり不交付を決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

【参照】

一宮市省エネ家電製品買替促進補助金交付要綱第8条第3項

市長は補助金を交付すべきでないと認めた不交付対象者に対し一宮市省エネ家電製品買替促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

【任意様式】申請に必要な提出書類を添付（貼付け）してください。

(1) 次に掲げるアからエが確認できる市内の販売店が発行する領収書、レシート等の写し
(ア購入した製品の種類 イ購入日 ウ購入費用 エ購入店名（市内販売店名）)

※提出書類を紛失等した場合は、省エネ家電製品販売証明書（様式第2号）を提出してください。

(2) 設置した対象家電に貼付されているシール等の型番・製造番号が確認できる写真

(3) 買替え後の設置状況が確認できる写真（設置場所（例：1階リビング）を記載）
設置場所 : _____

(4) 家電リサイクル券（排出者控）又は家電リサイクル料を支払ったことが確認できる領収書等の写し

(5) 申請者本人名義の通帳など、口座内容が確認できる書類の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号、預貯金種別が記載されたページ）

※申請者（請求者）、振込先口座名義と領収書等の名義は全て同一人であること。